

いちのみやマリンステーション実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第一条 本会は、いちのみやマリンステーション実行委員会（以下、本会という）という）と称し、事務局を合同会社いちのみや観光局内に置く。

(目的)

第二条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 海で活動する人々の連携強化や、海を利用する人々がつながる場所として、釘を使わない環境に優しい建物を拠点とした、人にも海にも優しいマリンステーションを構築する。
- (2) 親子参加型の海に関する様々な体験を通して、子ども達に海の魅力を再発見してもらう。

(事業)

第三条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海で活動する人々の拠点と海の案内所としてマリンステーションを設置
- (2) 親子で楽しめる海での体験イベントの開催
- (3) 障がい者の海体験
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(委員及び資金)

第四条 本会の委員は、本会の趣旨に賛同する関係機関をもって構成する。

2. 本会は必要に応じて外部資金の導入を行う事ができる。

(役員)

第五条 本会には次の役員をおく。

- (1) 実行委員長 1名
 - (2) 副実行委員長 2名
 - (3) 監事 2名
2. 役員の仕事分担及び選任は、総会の決議によって決定する。
 3. 役員の仕事期間は、選任後一年以内に終了する活動年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 4. 実行委員長は、本会を代表し、本会の会務を総理する。
 5. 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるときは、その職を代行する。
 6. 監事は、本会の会計を監査する。

(総会)

第六条 総会は、毎年1回実行委員長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 会則の改廃に関する事。
 - (2) 事業報告、収支決算の承認に関する事。
 - (3) 事業計画、収支予算の決定に関する事。
 - (4) 役員の仕事分担及び選任に関する事。
 - (5) 解散、合併に関する事。
 - (6) その他、実行委員長が必要と認めた事。
2. 総会は、委員の過半数の出席により成立する。但し、委任状をもって評決に加わることができる。
 3. 総会の議決は、この会則で特別に規定するもののほか、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 4. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全委員の4分の3以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 解散
 - (2) 合併
 5. 通常の総会とは別に必要に応じて臨時総会を開催する。

(資産及び会計)

第七条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
 - (2) 補助金及び助成金
 - (3) 寄付金品
 - (4) 資産から生ずる収入
 - (5) その他の収入
2. 資産は実行委員長が管理する。
 3. 本会の収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎会計年度終了後、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 4. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(事業費及び事業年度)

第八条 本会の運営経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 日本財団「海と日本プロジェクト」よりの助成金
 - (2) 本会の趣旨に賛同する者の協賛金及び善意ある寄付金であり、総会において承認をされた資金
2. 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(解散)

第九条 本会は、総会において、第六条第4項に定める議決により解散する。

2. 前項の規定に基づき解散により清算するとき有する本会の残余財産は、総会の

議決によりその処分方法を決する。

3. 本会が解散したときは、実行委員長が清算人となる。

(その他)

第十条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は実行委員長がその都度、総会に図って定める。

附則

本会則は、平成30年5月23日から実施する。

2018年度いちのみやマリンステーション実行委員会名簿

役名	氏名	所属
実行委員長	宇佐美 信幸	合同会社いちのみや観光局代表社員
副実行委員長	井上 修一	千葉県立一宮商業高等学校教頭
副実行委員長	塩田 健	一宮町企画課課長
監事	川島 敏文	一宮町副町長
監事	市橋 英樹	株式会社千葉銀行一宮支店支店長
実行委員	田中 善洋	千葉県立一宮商業高等学校教諭
実行委員	山口 裕之	一宮町企画課課長補佐
実行委員	山本 悠介	株式会社千葉銀行地方創生部